

恵沢の享受と継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全の推進」を念頭に置き、「環境立県 福井」の実現をめざすため策定するものです。

### 第3 計画の役割

「環境立県 福井」のめざす本県の環境の姿を明らかにするとともに、その実現に向けて、「人類もまた自然を構成する一員である」との認識に立って自らの日常生活や経済活動のあり方を見つめ直し、県民・事業者・行政が一体となって、自主的・積極的な環境の保全と創造に関する取組みを促進するための計画とします。

### 第4 計画の期間

計画の期間は、「ふくい21世紀ビジョン（福井県新長期構想）」との整合性を図るために、原則として、平成15年度（2003年）から平成22年度（2010年）までとします。

### 第5 計画が対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、福井県環境基本条例第9条の「施策の策定等に係る基本方針」を踏まえ、次のとおりとします。

- ・生活環境（公害、廃棄物等）
- ・自然環境
- ・景観や歴史的文化的環境
- ・地球環境

### 第6 県の他の構想や計画との関係

福井県環境基本条例第10条において、「県は、県が講ずる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全について配慮するものとする。」と定められています。

環境基本計画は、県が策定する各種の構想・計画および具体的な課題や分野の個別実施計画・指針等に対して、環境の保全に関する基本的な方向を示すためのもので、本計画と他の構想や計画等との関係は右図のとおりです。

